早見表(許可申請書と添付書類)

	\		提出時期	随時			3~1ヶ 月前	随時 6ヶ月前まで			₹で
		□···		新規	②許可換え新規	般 特 新	④ 業 種 追 加	⑥般特新規+業種追加	⑦般特新規+更新	⑧業種追加+更新	⑨般特新規+業追+更新
	提出書類										新
		第1号	建設業許可申請書	0	0	0	0	0		<u> </u>	
		紙一	役員等一覧表〈注1〉	0	0	0	0	0		<u> </u>	
		紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	0	0	0		0		0	
		紙二(2)	営業所一覧表(更新)				0			0	
		紙三	収入印紙、又は登録免許税領収証書はり付け欄	0	0	0	0	0		0	
		紙四	専任技術者一覧表 - 本名 5 本	0	0	0	0	0		0	
	第2·		工事経歴書	0	0	0		0		\diamond	
	第3		直前3年工事施工金額	0	0	0	Δ	0		<u> </u>	
	第4号		使用人数	0	0	0	Δ	0		<u> </u>	
	第6·	号	誓約書	0	0	0	0	0		0	
			登記されていないことの証明書 役員等(注2)及び令3条	0	0	0	0	0		0	
			身分証明書 使用人全員のものが必要	0	0	0	0	0		0	
	第7·		経管証明書	0	0	0	0	0		0	
	別		経営業務の管理責任者の略歴書	0	0	0	0	0		0	
\ <u>_</u>	第8号		専技証明書(新規·変更)	0	0	0		0		0	
法定書類			合格証·実務経験証明書·監理技術者資格者証等	0	0	0		0		\Diamond	
	第11号		令3一覧表	0	0	0	0	0		0	
	第11号の2		国監者一覧表	0	0		Δ Δ			Δ	
	第12号		役員等の住所、生年月日の調書〈注3〉	0	0	0	0	0		0	
	第13号		令3使用人の住所、生年月日の調書 〈注4〉	0	0	0	0	0		0	
			定款	0	0	Δ	*	Δ		*	
	第14号		株主(出資者)調書	0	0	Δ	*	Δ		*	
	第15~ 17号の3 ※個人事業者 の場合は第1 8・19号		貸借対照表	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			損益計算書·完成工事原価報告書	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			株主資本等変動計算書	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			注記表	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			附属明細表 〈注5〉	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			商業登記簿謄本	0	0	Δ	*	Δ		*	
	第20号		営業の沿革	0	0	Δ	0	Δ		0	
	第20号の3 第20号の4		所属建設業者団体	0	0	Δ	*	Δ		*	
			納税証明書(法人税その1)	0	0	Δ	Δ	Δ		Δ	
			健康保険等の加入状況	0	0	0	0	0		0	
			主要取引金融機関名	0	0	Δ	*	Δ		*	
	経	常勤性		0	0	0	0	0		0	
		経験		0	0	*		*		*	
		常勤性		00	0	0	0	0		0	
確	技	経験 (実	(実務経験、指導監督的実務経験の場合のみ)		0	0		0		\Diamond	
認	令	常勤性		00	0	0	0	0		0	
資		権限			0						
料		健康保険•厚生年金			0	0	0	0		0	
	険 雇用保険			0	0	0	0	0		0	
	存在			0	0	0	0	0		0	
	業 所	所有		0	0	0	0	0		0]

- *…前回の許可申請時において既に経管として置かれており、その経験年数が7年以上である場合には前回の証明書の写しをもって代えることができる
- 〈注1〉 個人事業者であっても、経管者については記載する。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の 議決権の100分の5以上を有する株主等を含む。
- 〈注2〉顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。
- 〈注3〉経管者は作成しない。顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、賞罰の記載及び署名押印は不要。
- 〈注4〉 役員等が令3条使用人を兼ねている場合は省略可。
- 〈注5〉附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条 に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

 - ① 資本金の額が1億円超であるもの
 ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの
- ◎ 確認資料の詳しい内容は、「建設業許可申請等の確認資料について」を参照してください。